

保税展示場の許可の失効について

関税法第62条の7により準用する同法第47条第2項の規定により、下記のとおり公告する。

令和8年6月11日

大阪税関長 日置重人

記

(保税展示場)

被許可者の名称及び住所	保税地域の名称及び所在地	許可失効原因	蔵置中の外国貨物の搬出期限	許可失効年月日
一般社団法人 日本現代美術振興協会 大阪府大阪市中央区谷町5丁目6番7号 中川ビル3B	ART OSAKA Galleries セクション 大阪府大阪市北区大深町5番54号 グラングリーン大阪 南館4階 コングレスクエア グラングリーン大阪 (グランホール、パークホール、ルームA～L、控室1～5、ゲストルーム1・2、ホワイエ)	許可期間満了	—	令和8年6月1日